

カード形式の障害者手帳 を選択できるようになりました

10月1日以降の障害者手帳に係る申請について、従来どおりの紙形式に加え、新たにカード形式の障害者手帳を選択できるようになりました。詳細はお問い合わせください。

【すでにお持ちの方の選択方法】

身体障害者手帳、愛の手帳をすでにお持ちの方は、再交付申請を行ってください。精神障害者保健福祉手帳は、更新申請の際に選択できます。

☎自立生活支援課相談支援係 (☎042-387-9841 FAX042-384-2524)

在宅介護者見舞品の支給
令和2年11月1日現在、在宅で要介護4または5に認定された方を同居して介護している方に、見舞品(商品券5千円分)を差し上げます。
なお、前年度に配布した方には申請書を郵送しました。



介護予防相談会
11月26日(木) 午前10時～正午
所小金井みなみ地域包括支援センター 対65歳以上の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方
対象地域本町6丁目、前原町、貫井南町
定5人(申込順) 申11月2日から、電話で同センター(☎042-388-8400)へ



11月20日までに、介護保険証等の要介護度が分かる書類と申請者の現住所を確認できる書類を持参し、直接、社会福祉協議会(☎042-386-0029)へ

各種手当の支給

①特別障害者手当等

11月期分 8～10月分

②児童扶養手当

11月期分 8～10月分

◆共通◆

振込日 11月10日(火)

振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。
▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合▽病院等に3か月を超えて入院している場合(①) ① 自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9844) ② 子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

各種手当等に 該当する方は申請を

各種手当の所得制限限度額は、下表のとおりです。令和元年中の所得が各限度額未満に該当する方は、申請してください。

なお、すでに受給している方は、手続きの必要はありません。

☎▷①～④=子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)▷⑤～⑩=自立生活支援課障害福祉係(☎042-387-9842)

各種手当等所得制限限度額一覧

(単位:円)

等 扶養親族の数	①児童手当・義務教育就学児医療費助成	②児童育成(障害)手当	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成(※1)		⑤心身障害者福祉手当・難病者福祉手当	特別障害者手当等		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当
			③本人上段=全部支給 下段=一部支給	④配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者		⑥本人	⑦配偶者・扶養義務者	⑧本人	⑨配偶者・扶養義務者	
0人	6,220,000	3,604,000	490,000 1,920,000	2,360,000	3,604,000	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000
1人	6,600,000	3,984,000	870,000 2,300,000	2,740,000	3,984,000	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000
2人	6,980,000	4,364,000	1,250,000 2,680,000	3,120,000	4,364,000	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000
3人	7,360,000	4,744,000	1,630,000 3,060,000	3,500,000	4,744,000	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000
4人	7,740,000	5,124,000	2,010,000 3,440,000	3,880,000	5,124,000	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000
5人	8,120,000	5,504,000	2,390,000 3,820,000	4,260,000	5,504,000	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000
所得適用期間	児童手当、児童育成手当=令和2年6月～3年5月 義務教育就学児医療費助成=令和2年10月～3年9月		令和2年8月～3年7月 (児童扶養手当、重度心身障害者手当=令和2年11月～3年10月) (ひとり親家庭等医療費助成=令和3年1月～12月)							
所得制限限度額に 加算する額	【70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童育成(障害)手当、児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人)、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人)、重度心身障害者手当(本人).....100,000円 ▷児童手当、義務教育就学児医療費助成.....60,000円 ▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当(配偶者、扶養義務者等)。ただし、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族のみ扶養しているときは1人を除く.....60,000円 【特定扶養親族および16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき加算する額】 ▷児童扶養手当(本人)、ひとり親家庭等医療費助成(本人).....150,000円 ▷児童育成(障害)手当、心身障害者福祉手当、難病者福祉手当、重度心身障害者手当.....250,000円 ▷特別障害者手当等(本人)、特別児童扶養手当(本人).....250,000円									
所得から控除する額	本人該当事項	寡婦(夫)控除または当該みなし適用(※2)(③を除く)・勤労学生.....270,000円 ▷寡婦控除の特例加算または当該みなし適用(※2)(③を除く).....80,000円 障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....270,000円 特別障害者控除(⑤⑥⑩を除く).....400,000円								
	扶養親族等・その他各種の控除	障害者扶養控除(1人につき).....270,000円 特別障害者扶養控除(1人につき).....400,000円 配偶者特別控除(①を除く).....控除相当額 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、長期・短期譲渡所得特別控除.....控除相当額 社会保険料控除.....一律80,000円(⑤⑥⑩は控除相当額)								

※1 ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限は、児童扶養手当の一部支給と同額
※2 地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち一定の要件を満たす方